



令和4年度 第3号

Ube kyou-DO!

共同実施だより
令和4年10月24日発行

【発行責任者】
宇部市小・中学校事務共同実施会
統括長 藤井一憲

～ 諸手当認定書類の確認について ～

諸手当（扶養・住居・通勤・単身赴任手当）の支給は、本人からの届出に基づいて行われます。届出をしなかったり、届出の内容が誤っていたりすると、支給できる手当が支給されないことや支給された手当の返還を求められることがあります。認定書類の確認の結果、下記のような戻入（手当の返還）事例がありました。

通勤手当

通勤経路が最短で認定されておらず再計測すると手当のランクが変更になった。
⇒認定月まで遡り、通勤手当を戻入

ポイント

申請時、事務職員に校内で決められている通勤経路（〇〇方面は△△交差点で曲がる等）の確認をし、計測をしましょう。

扶養手当

昨年の諸手当認定の確認後に、扶養している子がバイトを始めたが、最初の給与支給額が130万円の12分の1以上だった。
⇒バイトを始めた月まで遡り、扶養手当を戻入

重要!

バイト開始等、扶養親族の状況に変化がある場合は、必ず、事務職員に相談してください。年間の収入見込みが130万円以下であっても、勤務開始1年目は毎月給与支給額の確認が必要です。（勤務開始から3ヶ月ごとにその間の所得実績合計の平均額で確認します）

住居手当

4月の初めに添付書類が揃っていなかったが、4月から支給開始にしていた。
⇒4月分住居手当を戻入

重要!

口座を利用して振込んだATMの「ご利用明細」やネットから印刷した家賃の領収書は確認書類として認められません。引落口座が本人名義、また、クレジットカードで家賃を支払う場合も、本人名義のクレジットカードの利用明細と通帳の写しが必要です。

注意

住居手当受給者は、毎年行う諸手当認定状況の確認時に必ず家賃の支払いが分かる通帳の写しの提出が求められます。定期的な記帳を忘れずに行いましょう！！

※諸手当に関して疑問があれば、事務職員に相談、または自分で裏面のサイトから確認できます！

令和4年度学校徴収金等の会計処理の点検について

7月から宇部市教育委員会 学校教育課に同行し、市内全小中学校の徴収金会計の点検を行いました。各校とも丁寧な会計処理がなされていました。下表のとおり改善事項をお知らせしますので、より適正な事務処理を心掛けましょう。

改善事項	改善内容
・不明瞭な収入承認書・支出命令書	収入も支出も、その金額の根拠となる文書等を添付する。 (転出、年度末精算文書、PTA助成金の根拠となる文書等)
・納品、請求、領収書の宛名 日付なし、領収書の内訳なし	納品、請求、領収書を受領したら、その都度確認する。
・多額の繰越金	学年教材費は、原則次年度への繰り越しはしない。 過徴収とならないよう計画的な徴収と執行を行う。
・支払時のクレジットカード、電子マネー等の利用によるポイント付与	支払時にクレジットカードや電子マネー等を利用しない。 ポイントカードにポイントを付けない。
・レシートの切断	発行されたレシートを切断しない。
・個人名でのインターネット注文	学校名での請求は可だが、ネットでしか買えないものかどうか検討し、その理由が分かるよう記載または書類を添付しておく。

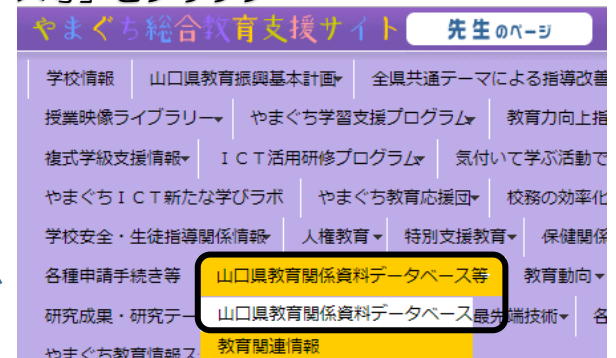
調べてみませんか？ 自分で手当受給の有無が確認できます！！

手当が受給できるかどうか気になったら、①やまぐち総合教育支援サイトのHP → ④事務研修会関係のページに行き、手当確認資料(PDF)をチェックしてみてください。

① やまぐち総合教育支援サイトの「先生のページ」をクリック



② 「やまぐち県教育関係資料データベース等」をクリック



③ 画面下にある「教職員課」をクリック



④ 「事務研修会関係」の整理番号4に手当関係の確認資料があります。



事務研修会関係			
整理番号	研修会の名称	研修会開催時期	研修会資料
4	給与事務担当者研修会 (小中学校)	令和4年7～8月	<ul style="list-style-type: none"> 01 扶養手当.pdf (999KB) 02 住居手当.pdf (389KB) 03 通勤手当.pdf (3MB) 04 単身赴任資料.pdf (454KB) 05 特殊勤務手当.pdf (897KB) 06 期末・勤勉手当.pdf (352KB) 07 給与の取扱い一覧.pdf (162KB)